

# 高等教育の質・水準の保証のための実施基準

## 第2章： 共同プログラムの提供および柔軟な分散学習

(Eラーニングを含む)

(抜粋)

2004年9月

高等教育質保証機構

## 共同プログラムの提供および柔軟な分散学習（Eラーニングを含む）

### 序文

1. 本書面は、英国高等教育におけるプログラムの設計、認可、モニタリング、見直しのための実施基準の第2版である。この基準は、高等教育質保証機構（QAA）の会員機関や英国で高等教育を提供している他の教育機関のガイダンス用に作成されたもので、「高等教育の質・水準の保証のための実施基準(Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education)」(以降「実施基準」と呼ぶ)の全体を形成している相関関係のある一連の書面のひとつである。

2. 当初、実施基準全体とそれを構成する10のセクションは、英国高等教育制度検討委員会・スコットランド委員会（the National Committee of Inquiry into Higher Education and its Scottish Committee）の報告書（the Dearing and Garrick Reports）に答えて、1998年から2001年の間にQAAによって準備されたものである。この実施基準は高等教育の質の保証のための英国内における全国的な取り組みを支援している。実施基準は、高等教育の質と水準の運営に関わる事項を網羅する制度全体にわたる原則（以降「指針」と呼ぶ）の包括的体系を特定している。実施基準は、教育機関が意識的に、積極的に、体系的に自らのプログラム・学位授与・資格に関わる質と水準を保証する際の信頼できる基準点を提供している。

3. この実施基準は、全国的に合意された原則と慣習を考慮に入れながら、各教育機関が自らの質・水準及び質保証制度の効率性を自己検証するための制度を有していることを前提としている。この実施基準の開発に当たっては、様々な有識者に対し広範囲な助言を求めた。

4. この実施基準は、例えば「2001年特別な教育ニーズ・障害法(the Special Educational Needs and Disability Act 2001)」のような関連法律に関わる法的要件を盛り込んでいない。ここでは、必要な場合は常に、教育機関が法的要件を満たすための最優先の義務を有していることを前提としている。しかしながら、実施基準の一部が法的義務あるいは同様の義務に関わる場合は、両者間の適合性を保証するよう努力がなされた。

5. 2001年以降、英国高等教育において数多くの展開があり、QAAは実施基準の個別セクションの改訂を開始するよう要請された。この任務を実行する上で、QAAは各セクションの構成を見直すことに決定した。特に、なぜ指針が重要と考えられるかの説明を用い、また実施基準に対する「チェックリスト」方式の場面を減らし、従来の「指針とガイダンス」という形式を「指針と説明」という方式に取り換えることを決定した。そうすることによ

り、QAA は、2002 年 7 月の報告書「高等教育：負担の軽減 (Higher Education: Easing the Burden)」に盛り込まれた「より良い規制タスクフォース (the Better Regulation Task Force)」の提言 4 (Part 4) を達成するよう努めてきた。この改訂されたセクションは「欧州高等教育域における質保証のための基準とガイドライン (the Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area)」も考慮に入れて作成されている。

6. 従って、実施基準の改訂されたセクションは一連の指針と添付の説明から構成されている。指針は、高等教育界が質と学術水準の保証にとって重要であると特定した原則の主要項目を記述している。個別の教育機関は、各機関のニーズ、伝統、文化、意思決定などを考慮しつつ、独自の運営と組織的プロセスを通じて、指針によって求められた事項が効率的に達成されていることを実証できなければならない。添付の説明では、なぜ指針が重要であるかが示されている。

7. この実施基準は高等教育界によって保証されてきた良い慣習を記述したものである。QAA による監査と見直しのプロセスにおいては、各教育機関は、固有の方針を開発、導入する上で、実施基準とその指針をどの程度考慮に入れているかが検討されるため、この実施基準は有益である。

8. 教育機関は、固有の方針を開発し、それぞれのニーズに応じて、学科レベルにおける実践に多少の柔軟性を許すための有用な説明を探することができる。QAA チームが監査と見直しを実施する時、これらの説明は組織的な実践に関する QAA の期待の一部を構成するものではないと強調することは重要である。

9. 学部と学校の教員は、この実施基準の様々なセクション全ての詳細について熟知する必要はない。但し、各機関の教育方針、特に自分の責任に関わる部分については熟知するよう期待される。

10. 使用者の手助けのために、指針は、添付の説明無しに、実施基準の本セクション付表 1 に記載されている。

11. 実施基準の本セクションの初版は 2000 年 4 月に出版された。第 2 版の出版は、初版に含まれていたガイダンスを用いた教育機関の実体験を考慮に入れるため、この実施基準の更改を手伝って下さった教育機関のスタッフとの協議を経て作成された。

## 初めに

12. 本書面は、英国高等教育機関によって締結される提携協定の教育管理のための実施基準である。本書面は同時に、提携先との提携の有無にかかわらず、柔軟・分散型協定を通じて提供、支援及び/もしくは評価される学習の教育管理のための実施基準としても役に立つ。多くの柔軟・分散型協定は情報通信技術（ICT）によって支援されているため、本書面における「E ラーニング」という表現は ICT を基本にした学習形態を指すために使用される。

## 本基準で用いられる定義

13. この実施基準の本セクションにおいて、「提携型教育の提供（collaborative provision）」とは、提携機関との提携協定を通じて配信及び/あるいは支援及び/あるいは評価され、学位を取得する、あるいは学位取得を目指した特定の単位を取得する学位授与機関による教育の提供を意味する（39 ページの用語集を参照のこと）。「柔軟・分散型学習（FDL：Flexible and distributed learning）」とは、学生が特定の時間と特定の場所における特定の授業や行事に出席することを必要としない方法を通じて、配信及び/あるいは支援及び/あるいは評価され、学位を取得する、あるいは学位取得を目指した特定の単位を取得する学位授与機関による教育の提供を意味する。実施基準の本セクションにおいて解釈される FDL の範囲に関する詳しい説明は以下の 22 項から 26 項に記載されている。

14. これらの定義に「学位取得を目指した特定の単位」という表現を含めた結果、特定の提携あるいは FDL 協定に対して「この実施基準が適用される前に特定の単位はどの位必要か」という疑問が提起された。自らの提携協定について考慮し、テストする上で、実施基準の本セクションを参照基準として用いてそのような疑問に答えるのは学位授与機関自体である。実施基準に含まれる特定のセクションの適用に対する境界は存在しない。QAA は、この実施基準を全体として、学位授与機関に必要とされるコンプライアンスを規定した書面としてではなく、当該分野における望ましい慣行に対して広く合意された取り組みを達成するための参照としてとらえるべきであると強調したい。重要なのは、学位授与機関は、この実施基準において与えられた指針の説明を念頭において、これらの指針を固有の状況に如何に適用するかを慎重に考えなければならないということである。同様に重要なのは、学位授与機関は、自分の教育の質の管理と教育水準の保証の有効性において正当な信頼性を提供できるような方法で、これらの指針を用いなければならないということである。

## 提携協定と FDL 協定

15. 実施基準の本セクションは2つのパートに分かれている。Part A は学位を取得する提携協定についての英国高等教育機関の責任に関するものである。指針が FDL 協定にも同時に適用される場合はその旨特定されている。Part B は、提携先との提携の有無に関わらず、FDL プログラムの提供・支援・評価の教育管理に関するものである。実施基準の本セクションにおいて提携協定と FDL 協定の両方を取り扱う理由は、質と水準の管理という面においてこれら2つの教育は多くの共通点を有するからである。実際問題として、FDL 協定はより「伝統的な」提携協定と混合していることが多い（下記 24 項を参照）ので、2つの教育形態を全体として考えるのが論理的である。ただし、FDL 協定に関する指針は、提携協定に関連する指針のみならず、全ての FDL 協定の教育管理のための参照として用いられるよう意図されている。

16. 実施基準の本セクションは、提携・FDL 協定の教育は、どこでどのように組織されようとも、学位の教育水準や学生に提供される教育の質のいずれに対する偏見もなく、学習機会を拡大しなければならないという主要原則に基づいている。更に、質と水準を保証するための取り決めは、単独の教育機関の責任範囲内で、そして「従来型」の授業中心の学習を通じて提供されるプログラムと同様に、厳格で信頼性が高く、広く門戸が開かれるべきである。FDL 協定のみならず提携協定における質と水準の保証は、そのような多様な協定の複雑性に伴う潜在的なリスクの管理において、学位授与機関に特定の課題をもたらす。本セクションは、教育機関がこれらのリスクを効果的に管理する手助けとなり、提携・FDL 協定の教育の質、そのような教育が授与する学位の教育水準が適切に保護されていることを保証するよう意図されている。

17. 英国高等教育機関の提携リンクは英国及び海外の多くの種類の組織に張り巡らされ、複雑なことが多く、長期的に成功する提携関係を熟成させるには時間を要することが多い。そのような提携関係については、長年にわたって信頼性の水準が高くなってきたと思われ、実施基準の本セクションのより公的な部分の中には不必要であると思えるものも出てきたかもしれない。とは言え、学位授与機関の学位と資格に対する公的責任が教育水準の信頼性を保証する義務を課していることを認識するのは重要である。このことは、提携関係管理の一定部分における意識的な形式主義の必要性を示唆しており、提携先の平等性という考え方と相反する場合がある。しかし、形式は提携機関だけでなく学生を含む全ての利害関係者に対する保護を提供するものであるから、この精神で形式を採用することによって、提携関係の運営における相互信頼を損ねるのではなく、強化する手助けとなるべきである。

## 成果とプロセス

18. Part A は、初版が 1999 年 7 月に出版された実施基準のセクション 2 の改訂版である。

改訂は、初版以降の英国教育枠組み（UK-wide Academic Infrastructure）の開発を考慮に入れて行われた。特に、初版における提携教育の「同等」に関する参照記述は、英国教育枠組みによって提供された参照基準を利用することによって大幅に改訂された。この新しい取り組みによって、教育提供の質と学位の教育水準に関して、提携プログラムの英国基準との「同等」を表現する方法を採す必要はなくなった。このアプローチによって、「認可（franchise）」や「承認（validation）」のように、異なった種類のプロセスによって提携協定を分類し、「認証（Accreditation）」や「連合（articulation）」のような提携関係の異なった種類を参照する必要性が取り除かれた。この改訂は全体として、初版の「プロセス重視型」から「成果重視型」アプローチへの移行であると特徴付けられる。手段ではなく結果が重要視されている。質保証制度を開発する上で初版を利用した教育機関には、改訂版においても基本的な事項に変化はないが、結果により大きく注目することによって柔軟性が提供されていることを理解するよう希望している。

19. これまで述べたように、提携・FDL 教育が、同じ名称の学位取得に結びつく同等の「ホーム」プログラムを有している場合に、学習機会の「同等」を考慮する機会をもてないのは残念である。そのような場合、学位授与機関が、学生が利用できる学習機会は提携あるいは FDL 教育と「ホーム」プログラムの間でどのように比較できるかについて考慮することは有意義であろう。例えば、体育教育施設の適切性を比較する上で考えるべきことは、2つの学生集団に利用可能な施設は同一であるかではなく、片方の学生集団はもう一方と比較して（異なった学習背景や環境を考慮に入れて）、学習機会において大きな不利益を被っていないかどうかである。もしもそうであれば、「結果」の同等性に影響を与える「プロセス」に違いがあることになり、詳しい調査が行われるべきである。

### 系列協定（Serial Arrangement）

20. 「系列」協定とは、学位授与機関が提携機関と提携協定を締結し、提携先機関はその提携を別の第三者との提携協定を設立するための基盤として用いて、学位授与機関の学位を提供する協定のことである。提携教育の監査に関する QAA の体験によると、系列協定においては、学位を取得する教育水準と教育提供の質を管理するための学位授与機関の能力が制限されるため、Part A により示されている保護措置は十分には提供されない。系列協定の目的が学位授与責任を適切に委譲することであり、学位授与機関が潜在的なリスクを管理する立場にあるのであれば、指針 A19 と A20 に記述されたように、学位を取得する全てのプログラムに在籍している学生の学業成績の評価に対して効果的なリンクを持たなければならない。この管理責任は、提携機関との直接的な関係を通じれば容易に遂行可能であろうが、責任の連鎖が拡大された場合は、より困難になるであろう。系列協定は、授与機関が自らの名前で行われていることを知る能力を甚だしく脅かしかねないのである。

## 学習の言語と評価

21. 中には、通常使用している言語以外の言語で提携プログラムを提供する学位授与機関もある。これは、受け入れる生徒の範囲を拡大する一方、学位を取得する教育の質を満たすための学位授与機関の能力に関して重要な疑問を提起する。同様に、外国語で学生の学業評価が行われる場合は、自分の名前で提供する教育の水準を適切に管理するための学位授与機関の能力に関して深刻な問題が生じる。通常使用している言語以外の言語での評価を許可する学位授与機関は、該当する言語全てに精通していて、効果的に自分の役割を果たすよう訓練されている外部評価者を継続的に利用できなければならない。外部評価者と学生の学習との間に何らかの介入、例えば言語の翻訳などが存在する場合は、生徒の学業評価に関して信頼できる有効な判断を行う上で別のレベルのリスクが生じる。従って、学位授与機関は、成績評価に翻訳を使用することによって、学生に何らかの優位性あるいは不利益性がないように特に注意を払わなければならない。<sup>1</sup>

<sup>1</sup>下記の QAA の出版物に、この件に関する有益なアドバイスが含まれているので、学位授与機関の参照として役立つであろう。

Guidelines for higher education institutions in Wales for effective practice in examining and assessing in a language other than the language of tuition [www.qaa.ac.uk/public/guidance\\_assessing\\_lang.htm](http://www.qaa.ac.uk/public/guidance_assessing_lang.htm)

## 柔軟・分散学習

22. 実施基準の本セクションの Part B の大部分は、1999 年に出版された QAA の「通信教育の質保証に関するガイドライン (Guidelines on the quality assurance of distance learning)」から派生している。この改訂も、英国教育枠組みの質保証と教育水準において提供されている合意された参照基準を考慮に入れて行われた。そこでは、柔軟で分散可能な教育形態は通信教育や ICT 基準の教育だけに限定されるわけではないことが認識されている。従って、一般に「通信教育」や「E ラーニング」として参照される教育形態は、質と水準管理の観点から FDL に含まれている。ここでも、改訂はプロセス重視型から結果重視型のアプローチに移行している。

23. ここにおける「柔軟・分散学習」は、以下のような教育・学習・評価に対する取り組みを特徴付けるために用いられている。

- ・学生の学習する場所が、教育プログラムを完了させることで学位取得を目指している教育機関（学位授与機関）に物理的に存在することを要求しない。
- ・学生の教育プログラムが学位授与機関によって直接提供されることを前提としない。
- ・学生が学位授与機関の教職員によって直接支援提供されることを前提としない。

- ・学生が他の学生と一緒に定期的に学習していることを前提としない。
- ・学生の学業評価が学位授与機関の所在地で行われることを要求しない。

## 協定の継続

24. 今や英国やその他の場所において、FDL によって代表される多様な教育形態は多く提供されており、教育機会の継続性を網羅している。この継続的なプログラム提供の一端には、学位授与機関においてその教職員が学習者支援と評価の全てを直接提供している場合がある。その対極には、学位授与機関、その教職員及び他の学生と直接接触することなく、学位授与機関ではない組織（プログラム提供者）を通じて学習プログラムの提供を受け、プログラム提供者でもなければ学位授与機関でもない組織（支援提供者）から学習支援を受けている個別の「遠隔学習者」によって代表される場合がある。これら両極端の間に、通学制による学習の一環として多様な FDL 要素を採用している機関もあれば、学位授与機関と、おそらくは、支援提供機関及び/あるいは提携機関が関与している様々な教育形態もある。更に、場所を限定せず、学習形態が「電子方式」として呼ばれる、ICT あるいはインターネット基準の方法によって、学生が学習・支援・評価に関与している場合もある。このことは、どの時点においても、学生の学習体験を学習者集団の規模、学習の場所、学習の形態の関数として表すことが可能な空間として描くことができることを示唆している。

主として FDL と電子方式

主として対面方式

集団学習

単独学習

現場学習

非現場学習

25. これらの多様な柔軟性の存在により、伝統的な組織的機能を反映するための枠組みにおいて、本セクションの Part B を構成することは困難であり、かならずしも有益とはならない。むしろ Part B は、FDL プログラムを経験する学生の観点から構成され、学位授与機関の学位のひとつを取得する FDL プログラムの管理における学位授与機関の特定の責任を参照することによって、補完されている。従って、Part B は以下の 3 種類の要素に分類可能である。

- ・ FDL 学習プログラムの提供
- ・プログラムを受講している学習者としての学生の支援
- ・学位の教育水準とこれらの学生の達成評価の保証

26. Part B は、特定の学位を取得する教育と学習の構成全体である学習「プログラム」を対象としているものの、学生は往々にして FDL 方式を通じてアプローチするプログラム(モジュールあるいは単位)の要素のみを体験することになる。実施基準の本セクションの目的は、教育管理に関する疑問、この場合は、様々な学習形態の中で FDL を採用する教育の提供に関する疑問を喚起できるような基準を提供することである。実施基準の本セクションが適用対象となる、あるいは適用対象とならない「FDL の分量」は存在しない。重要なのは、管理下にある教育の提供に対するこれらの指針の適合性と適切性に配慮がされることである。

## **Part A : 学位に結びつく提携協定及び FDL 協定（必要に応じて）に関する学位授与機関の責任**

### **教育水準とその同等物のための責任**

#### **A1**

学位授与機関は、その名前により授与する全ての学位の教育水準に責任を有する。

学位と資格を授与するための英国高等教育機関の法的能力には、その授与する全ての学位と資格は厳しくかつ慎重に保護されていることを保証する責任を伴っている。

#### **A2**

提携協定の下に行われる全ての学位授与の教育水準は、英国教育枠組みの基準を満たさなければならない。これは FDL 協定の結果として行われる学位授与にも同様に適用される。

英国教育枠組みは、教育機関の自治権や多様性を損なうことなく、異なった高等教育機関において比較できる教育水準の確立を可能にする共通の参照基準を提供している。この英国教育枠組みを明確に用いることにより、学位授与機関、その学生、雇用者、一般社会は、授与された資格が英国国内で認定され、受容可能な基準であるとの信頼を持つことができる。

提携プログラムの目的、学習成果、教育、学習・評価方法は、プログラムの内容が該当する英国専門分野別基準にどのように合致しており、学位授与が該当する「高等教育資格のための枠組み (Framework for Higher Education Qualification: FHEQ)」の中で適切に位置づけられていることを示すための「プログラム仕様書」において記述することができる。

学位授与機関は英国の機関であり、学位は英国の学位であるから、該当する英国専門分野

別基準を参照するのが適切である。しかしながら、海外提携の文化的背景によって、英国中心の専門分野別基準からの逸脱が必要とされる場合もあろう。事実、英国以外の参照基準が海外の提携・FDL 協定に正当に適用される場合もあろう。これは完全に妥当であろうし、英国内の提携においても同様に妥当であり得る。しかし、そのような逸脱は、明白に認識され、説明されなければ、誤解を生じる可能性がある。プログラム仕様書はこれらの事項に対処するための対応方法を提供する。プログラム仕様書に関するガイダンスは下記サイトで取得できる。<http://www.qaa.ac.uk/crmtwork/progspec/contents.htm>

## 方針、手続き、情報

### A3

提携協定は、学位授与機関の正式な方針と手続きに従って、交渉、合意、管理されなければならない。

提携協定が、学位授与機関と提携先機関両方の中枢機関によるコミットメントと支援に堅固に基づいていれば、協定失敗のリスクは減少する。いかなる協定の場合も、その方針と手続きを書面で正式に記述することによって、失敗の危険性を最小限にできるであろう。下記の A10 も参照のこと。

### A4

学位授与機関の提携協力関係や代理人に関する最新で正式な記録、これらの提携協力関係や代理人制度を通じて運営されている提携プログラムの一覧表は、学位授与機関の公に取得可能な情報に含めなければならない。これは別途の組織によって運営されている FDL プログラムの場合にも適用される。

高等教育機関に対する一般社会の信頼性は、ひとつには、積極的に自らの活動を公開し、情報提供するかどうかによっている。提携活動はリスクを伴い、疑念をもって見られがちである。その活動が公開されていれば、学位授与機関及びその提携教育に対する一般社会の信頼性は高まる。FDL 教育の場合は、何らかの FDL 要素が関与する全てのプログラムを公開することは現実的ではないかもしれないが、プログラムが完全にあるいは主として FDL 協定を通じて提供されている場合は、学位授与機関の一般に公開されている情報の一部として特定した方が機関にとって有益であろう。

### A5

学位授与機関は、実施予定あるいは実施中の提携協定の対象であるプログラムを認可あるいは認定した職業団体、国家機関、規制機関（PSRB と呼ぶ）に対して、当該プログラムに

関わる提案及び最終合意内容の全てについて情報提供しなければならない。これは、当該プログラムが認可あるいは認定された後に、そのプログラムのために開発される重要な FDL 協定についても同様に適用される。いずれにしても、PSRB 認定に関わるプログラムの状況は入学予定の学生に対しても明確にされなければならない。

PSRB は、特定の教育形態や提供場所に対し、プログラムあるいは学位の認証、認可、認定を制限することがある。時に、学位授与機関から離れた場所で提供される及び/もしくは FDL 協定を通じて提供される学位やプログラムに関する認可状況は明確でないかもしれない。プログラムが認可されていない場合、偶発性や設計のせいで、学生が受講を予定しているあるいは既に受講しているプログラムが認証、認可、認定されているとの誤解を学生に与えないようにすることが重要である。この件に関する確実な裁定は、該当する PSRB から取得可能である。

#### A6

学位授与機関の方針と手続きは、教育水準あるいは学習機会の質に関して、妥協の可能性のある財政的あるいはその他の誘惑に対して適切な保護手段が存在するようにしなければならない。

学位授与機関の他の機関との協定は、時に汚職や不法な財政的取引の機会を創出する。これらが起きるのを許せば、必然的に学位授与機関の学位の価値を下げ、当該機関だけでなく英国高等教育全般の評判を損なうことになる。同時に高額な訴訟費用がかかりかねない。財政的な考慮は、学生募集と進級に関する事項や教育資源提供の方針と実施に関する事項の水準と質にも関わってくる。従って、これらの機会の発生を防ぐ保護手段を導入することは、第三者が関与する提携協定や FDL 協定の健全性を示す基本的な要件としてみなすことができる。

#### A7

提携協定は十分な経費を用い、正確・十分に説明されなければならない。これは FDL 協定にも同様に適用される。

この指針の目的は、学位授与機関に対して、提携協定や FDL 協定に関連する財政的リスクは多大であり、特に、これらの協定が学位授与機関の収入の重要な構成要素である場合はその可能性が高いことを指摘するためである。各学位授与機関は、その財政管理規則がそのようなリスクを効果的に管理できるほど堅固であること、財政管理自体が教育水準と教育提供の質あるいは学生の利益の統合を損なうものではないことを保証する責任がある。

助成金提供団体の財務規則の対象となる学位授与機関は、提携協定やその他同様の活動のための助成金の使用に関しては、特別の条件や制限が存在することを知る必要がある。同様に、海外の管轄権の中には学位授与機関が法的義務の対象となる場合もある。

## 提携先機関あるいは代理人の選定

### A8

提携先機関の教育目的は学位授与機関の教育目的と適合していなければならない。

教育目的がよく合致している関係であれば、提携先機関と学位授与機関は、単独では決して取得できない発展と利益を達成することが可能となる。同様に、提携機関同士の価値・展望・目的・方法に関する基本的な不適合は、学生、プログラム、学位授与にとって不都合な結果となり、不満足な関係になり得る。

### A9

学位授与機関は、相当な注意を払って、予定している提携先や代理人の堅実な状態や協定に特定された役割を完遂する能力に関して満足できる調査を行わなければならない。この調査には、予定している提携先や代理人の法的地位や学位授与機関と契約を締結する法的能力も含まなければならない。

信頼性が高く、効果的な提携先と満足できる関係を設立するには入念な調査が必要である。このことを経験が示している領域は以下のように数多くある。

- ・ 予定している提携先や代理人の自国における公的・法的立場
- ・ 他の英国教育機関の経験に照らして、また英国教育機関との提携協定に関する QAA やその前任団体による報告書のような公的書面によって決定された、予定されている提携先や代理人の英国における立場
- ・ 予定されている提携先や代理人の財政的安定
- ・ プログラムを成功裏に運営するために、予定されている提携先や代理人の人的・物質的資源を提供するための能力
- ・ プログラムを受講中の学生のために適切で安全な学習環境を提供するための提携先や代理人の能力
- ・ 海外の提携・FDL 協定の場合、その国の法的・文化的要件の範囲内で運営し、同時に、英国教育枠組みによって提供された参照基準に対応する学位授与機関の能力

## 提携機関や代理人との書面による契約

## A10

契約当事者の権利と義務を規定し、学位授与機関と提携機関あるいは代理人の署名権を有する代表者によって署名された書面による法的拘束力のある合意書あるいは契約がなければならぬ。

当事者全てが自分たちの権利と義務を十分に理解していれば、提携関係はより成功しやすい。このためには、書面による法的拘束力のある合意書あるいは契約が必須である。勿論、学位授与機関は全ての契約の内容に関して法律顧問から助言を受けることを希望するであろう。以下は、第三者当事者が関与する提携関係あるいは FDL 協定のための契約案を考慮する上で念頭に置いたほうが望ましい事項、特に教育水準と質に関わる重要事項に焦点を当てたものである。

- ・当事者間の組織上の関係に関連する協定の内容、提携協定プログラムに固有の内容を区別する必要性
- ・提携先機関が学位授与機関との提携活動に従事するための認可、及び/もしくは授与機関の名前の付いた学位を取得する特定のプログラムを提供するための認可を表す契約の範囲の明確化
- ・例えば助成金を提供する評議会によって必要とされる可能性のある、質に関わる公開情報の出典と所在地について合意する必要性
- ・各協定における代理人の役割、責任、委譲される権限を特定する必要性
- ・著作権と知的所有権に関わる事項を保証する必要性
- ・学位授与機関が学位の教育水準に関する責任を遂行可能であることを保証する上での外部審査機関の役割の特定
- ・協定を終了する場合の契約終了と仲裁に関する条項、その後発生する財務上の協定
- ・論争解決の法的管轄権の特定
- ・一方の当事者がその義務を遂行できない場合、当事者のいずれかが契約を一時停止あるいは解約できる旨の条項設定
- ・提携協定の終了にあたり、在籍中の学生が学位取得のための学習を完了できるようにする授与機関の義務を含めた、両当事者の学生に対する残余義務の特定と適切性
- ・学生、学位授与機関、提携先（複数）相互の責任を規定するため、正式な契約を設立する可能性

QAA ではこのリストが完全に網羅されることを意図してはいないが、備忘録として役に立つであろう。

## A11

提携先機関が、自分自身の協定を通じて、授与機関から許可された提携及び/もしくは FDL 教育を別の場所で提供するもしくは譲渡する「系列」協定において、学位授与機関から提携

先に委譲される権限については、いかなる場合も、学位授与機関から書面にて明確な許可を受けることなく執行できない旨を合意書あるいは契約に明確にしなければならない。学位授与機関は、いかなる「系列」協定の場合も、提供される学位の教育水準を適切にコントロールする義務を有している（序文の第 20 項も参照のこと）。

「系列」協定では、学位授与機関の名前で行われる学位授与の教育水準の保証が著しく削減されかねない。英国高等教育資格の財政的価値の高さから、提携プログラムを営利事業に「下請け」する可能性は特に魅力的であり、一旦開始された後は、そのような協定を中止するのは非常に難しいであろう。この指針の目的は、提携機関が学位取得に結びつく協定を自ら提供する権限を与えられた場合の潜在的リスクを学位授与機関に対して警告することである。学位授与機関が教育提供の質の管理に関する責任の一部を委譲することを選択する場合もあるが、自らの名前で行われる学位授与に対し効果的なコントロールを行使する責任は重大である（下記 A12 を参照のこと）。系列協定における多大なリスクは、学位授与機関にとって情報の「鎖」が長すぎて、その教育水準を効果的にコントロールするための十分な信頼性を持ってないことである。

#### プログラムと学位の教育水準・質の保証

##### A12

学位授与機関は、学位を取得するために必要とされる教育水準を学生が達成できるよう、提携協定を通じて提供される学習機会の質の適切性を保証するための最終的な責任を負っている。これは FDL 協定を通じて提供される学習機会にも同様に適用される。

学位授与機関は、学位を取得するプログラムの学習機会の質保証に責任を負っているが、提携先機関がその責任を受託し、責任を果たす能力を有しているとの確信があれば、運営面での責任を提携先機関に委譲することを選択してもよい。この指針の目的は、学位授与機関は、自らと利害関係者に対し、委譲された責任が適切に遂行されていることを定期的に確認する必要があると指摘することである。授与機関は、提携先に責任を委譲する部分に関する自分の責任と、常に自分に残る学位基準の保証に関する責任との区別を慎重に考慮しなければならない。

##### A13

別の認可された学位授与団体と共同で、二重学位や共同学位を取得するプログラムの提供を行う学位授与機関は、自身がそのようなプログラムを提供する法的能力を備えていること、提携先学位授与団体の基準に関係なく、当該学位の教育水準は、FHEQ（スコットランドでは SCQF）の基準に照らして、自らの基準を満たしていることを確認しなければならない

ない。

二重学位を取得するプログラムは、提携機関両方による別々の学位授与を伴う。2つの学位は同様の評価された学生の学習に基づいて授与される。学位授与機関は、この原則に基づいて、またその規定の範囲内で学位を授与することを自ら確認しなければならない。たとえ提携協定による学習であっても、各学位、その教育水準に対する責任はそれを授与する機関にあり、提携関係者同士で共有することはできない。このため、学位授与機関は、提携先と締結する協定によって学位の水準と質が損なわれることがないように配慮することが重要である。

単位取得に基づいて二重学位を提供する学位授与機関は、参加する授与機関それぞれが同じ学習に対して単位を提供し、それによって、修了したモジュールあるいは単位の履修単位の価値（転校や累積のための）を倍にする可能性がある点に注意をしなければならない。

提携を通じて2箇所以上の機関により提供される単独プログラムの修了によって単一の学位が授与される共同学位については、学位を与えるための権限を共同負担する、あるいは結合させるための法的根拠に関する疑問を提示する。学位授与機関は、特に異なった法管轄権の範囲内で与えられる権限を共同負担する、あるいは結合させる場合は、他の機関と共同で学位を与える法的能力を有していることを確認する必要がある。

#### **A14**

提携プログラムの範囲・網羅・評価戦略は、該当する専門分野別基準と学位の水準に言及するプログラム仕様書に記載されるものとし、仕様書は利害関係者がすぐに取得でき、理解できるものでなければならない。これはFDL協定によって提供されるプログラムにも同様に適用される。

在籍中の学生、入学見込みの学生、雇用者、その他の利害関係者は、提携・FDL協定を通じて取得した学位は、同じ学位授与機関によって同様の水準で提供されたその他の学位と完全に同等であることを確認できなければならない。この目的のために、該当する資格基準に関わるプログラム仕様書及び専門分野別基準に記載の基準は有益な情報と再確認の出典を提供するであろう。

#### **A15**

学位授与機関は、提携協定に関わる本実施基準の全ての項目が自ら及び/もしくは提携先機関によって対応されるように本実施基準を適切に使用しなければならない。また、本基準の指針の対応に関わる学位授与機関と提携機関のそれぞれの責任を明確にしなければならない。

ない。これは FDL 協定によって提供されるプログラムにも同様に適用される。

この指針の目的は、QAA の実施基準は、提供される教育の水準・質の管理に関わる多くの点を保証するための参照基準を提供していることを強調するためである。提携関係者が関与する提携協定あるいは FDL 協定を通じて教育が提供される場合、学位授与機関は、本実施基準の指針に規定された参照基準に関して、彼らには何が期待されているかを提携先機関が明確に理解するようにしなければならない。

#### **A16**

提携先機関との提携・FDL 協定、あるいは代理人が関与する提携・FDL 協定の場合、学位授与機関は、当初認可された条項・条件が遵守されていること、また継続して遵守されることを確認しなければならない。

この指針の目的は、提携契約の条項・条件が効果的に遵守されることを保証するためには、書面による契約の存在自体だけで十分ではないことを指摘することである。当初の提携協定契約あるいは代理人との契約に則って、機関レベルあるいはプログラムレベルで定期的なモニタリングと見直しを行うことによって、このことは確認できる。モニタリングと見直しの頻度と内容は、「目的との適合性」を参照することによって決定できる。

#### **A17**

学位授与機関は、提携プログラムの提供あるいは支援に従事する教職員はその役割遂行のための適切な資格を有していること、提携先機関が教職員の能力をモニタリング、保証する効果的な手段を有していることを確認しなければならない。これは FDL 協定によって提供されるプログラムにも同様に適用される。

プログラム提供の形態が何であれ、教育指導と学習支援の質は非常に重要である。プログラムを教授し、学生の学習を支援する人々の質を学生が信頼できるのは必須である。適切な資格を有した教職員を用い、その技能を効果的にモニタリングするのは、学位授与機関が提携・FDL 活動の水準と質を保証する上での重要な責任である。学位授与機関は、経験のない教職員は当初から適切な資格を有しているとは限らないことを認識し、教職員を適切に研修、育成する責任も負わなければならない。

#### **A18**

学位授与機関は、提携・FDL プログラムへの入学に関して、学生の募集と入学に関する QAA の実施基準セクション 10、あるいはその改訂版基準に記載された指針を考慮しなければならない。

入学手続きの質は、学位授与機関の教育活動の全体的な質における重要な構成要素である。提携教育や FDL 協定では、特にそれが海外で実施される場合には、特別の要件が必要とされる。特別の配慮が必要とされる領域は以下の通りである。

- ・ 入学要件と学力必須条件
- ・ 海外の資格と単位の認定
- ・ 入学以前の学習の認証、入学以前の経験に基づく学習（AP[E]L）の評価に関する協定
- ・ 言語能力
- ・ 学位授与機関に関連する学生の状況に関する情報
- ・ 高等教育の学習方法に関する文化的前提

## 評価要件

### A19

学位授与機関は、提携・FDL 協定の下で提供されるプログラムの評価結果が、当該専門分野別基準に基づいて、FHEQ（スコットランドでは SCQF）に規定された学位の教育水準を満たすようにしなければならない。

FHEQ/SCQF は英国の高等教育機関によって採用されており、実施場所・方法が何であれ、全ての教育提供を網羅している。学位授与機関が自分のキャンパスで直接提供する教育と、提携・FDL 協定を通じて提供される教育との間に区別があってはならない。この同一性が維持されるために、評価される学位が適切な水準で、英国教育枠組み（FHEQ/SCQF 及び専門分野別基準）の該当基準に照らして、学生の評価が首尾一貫して実施されるのが重要である。

### A20

学位授与機関は、学生の評価に携わる提携先機関が評価を行うために学位授与機関から認められた要件を理解し、順守するようにしなければならない。このためには、学生の評価に関する QAA の実施基準セクション 6（2000 年）、あるいはその改訂版基準を考慮に入れなければならない。

学位を授与する権限を与えられている英国高等教育機関は法的に自治機関であり、その評価行為に関してかなりの自由裁量を行使できる。提携団体は、提携関係の締結初期には、評価の保護を保証する上で彼らに課せられる要件およびその効果的な行為に関する知識をほとんど持たない可能性がある。海外の提携先や代理人の場合、その国の背景下ではこれらの要件は驚きで、特異であると考えられるかもしれない。従って、学生の評価に従事す

る全関係者に、評価のプロセス、受容可能及び受容不能な慣習と評価行為に関して明白な情報と状況説明が与えるのが重要である。特に、学位授与機関全体における評価プロセスの統合あるいはその適用の一貫性を損なう可能性があるため、現地における慣習や慣習が受容不能である場合、このことは重要である。

## 外部審査

### A21

提携協定を通じたプログラムのための外部審査は、学位授与機関の通常の慣習と一貫していなければならない。これは FDL 協定によって提供されるプログラムにも同様に適用される。

外部審査制度は英国高等教育の明確な特徴であり、学位授与機関がその教育水準は適切であり、保護されていることを信頼させるための必須の方法である。提携・FDL 協定において外部審査手続きを適用する上での一貫性は、これらの活動における水準と質を維持する上で重要な要素である。外部審査機関の通常活動からの逸脱は、それらの協定の導入に先立ち、非常に慎重に、また最高水準での協議を通じて検討されるべきであり、教育水準と質が損なわれないことが明確な場合にのみ受容される。

### A22

学位授与機関は外部審査機関の指名と役割に対する最終責任を保持しなければならない。外部審査機関の募集と選定は、外審査に関する QAA の実施基準セクション 4、あるいはその改訂版基準を参照しなければならない。これは FDL 協定によって提供されるプログラムにも同様に適用される。

外部審査機関の募集、選定、指名は、学位授与機関が評価手続き及び学位の教育水準全体にわたってコントロールを行使するための主要な手段のひとつである。状況によっては、この活動を提携先に委譲することが適切な場合もあり得るが、提携先は十分に責任を遂行可能で、信頼性のある一貫した方法でこの任務を遂行できる能力を有していることが明白に確認できた場合にのみ限られるものとする。

### A23

提携プログラムの外部審査機関は、その役割を効果的に果たすために十分であると学位授与機関によって認められた背景説明とガイダンスを受けなければならない。

学位授与機関は、外部審査機関が彼らは何を求められているかを正確に知っており、その

役割を効果的に果たすことが可能な専門知識と経験を有していることを確認する必要がある。

提携・FDL 活動のための外部審査機関は、学位授与機関あるいは提携先機関のいずれかによって提供される説明会に参加するよう求められる。学位授与機関は、外部審査に関する QAA の実施基準セクション 4（2004 年）の指針 8 に記載された「外部審査機関がその責任を理解し、遂行できるように、審査を求めている機関は適切な準備をしなければならない」という部分に特に注意を払わなければならない。FDL プログラムの場合、外部審査機関は、審査する FDL 環境を理解する立場にあり、異なった時間帯が別の複雑な要因を付加するオンライン評価のような、固有の評価方法に関わる特別の状況を理解する必要がある。

## 終了証書と成績証明書

A24

学位授与機関は以下を保証しなければならない。

- 学位授与機関は、提携協定を通じて提供された学習プログラムに関わる終了証書と成績証明書を授与する単独の権限を有する。
- 終了証書及び/あるいは成績証明書には、(a) 教育の主要言語が英語でない場合は当該主要言語を、(b) 評価言語が英語でない場合は当該評価言語を記載する\*。この情報が成績証明書にのみ記載されている場合は、修了証書に成績証明書の存在を参照しなければならない。
- 当該管轄権における最優先の法定・法規則に従って、終了証書及び/あるいは成績証明書には学習プログラムの提供に関与した提携先機関の名前と所在地を記載しなければならない。

終了証書及び成績証明書は学位あるいは資格を与える認証の主要な出典を表している。これらは非常に重要な書面であり、窃盗や偽造の対象となりえる。従って、終了証書及び成績証明書を発行する権限と同じく、無記名書面の物理的な保管に対する注意は重要である。終了証書及び成績証明書の保管と正確さに対する最終責任は、それらの証明書の発行機関に属している。学位授与機関がこれらの証明書の発行責任を提携機関に委譲する場合は、自らの名前で発行される終了証書及び成績証明書全てに対し適切なコントロールを行うための手段を留保するようしなければならない。

終了証書及び成績証明書に含まれる情報には、学生の学業達成を十分に理解するために必要な全ての事項を網羅しなければならない。成績証明書の内容に関して UUK、SCOP、QAA によって提供されたガイドラインはこの点に関する助言を提供している。「欧州学位補足

(the European Diploma Supplement)」も、この分野に関する国際的な慣行に対する手引書として役に立つであろう。学習の主要言語及び/あるいは評価言語が英語でない場合は、終了証書及び成績証明書を参照する必要がある者にとっては、当該言語が主要な情報手段となる。この情報を省くことは誤解を招きかねず、国によっては、学位授与機関から与えられる全ての学位の認定に困難を生じる可能性がある。

- \* 評価の主要言語が同時に学習言語である外国語の学習に関わるプログラムやあるいはその構成要素の場合は除く
- \* 実施基準の本セクションにおける「外国語」あるいは英語でない言語には、ウェールズの教育機関によってウェールズ語で提供、評価されるプログラムは含まれない。

## A25

提携プログラムに関して入学予定及び在籍中の学生が知るべき最低限の情報は、学位授与機関によって認可されたプログラム仕様である。これは FDL 協定によって提供されるプログラムにも同様に適用される。

学位授与機関の水準と質に対する信頼性は取得可能な情報の完全性と正確性に大きく依存する。プログラム仕様書はこの情報を提供する簡便な方法である。これは同時に、入学予定及び在籍中の学生に対し、プログラムの特性、学習する学科の教育水準と質、取得を目指す学位と全国的な基準との関係に関する明確な記述を提供しなければならない。

## A26

入学予定及び在籍中の学生が取得できる提携プログラムに関する情報には、彼らが学位授与機関に直接コンタクトできる経路を明確にすることにより、特別の心配、苦情、抗議をするための適切な連絡経路に関する情報を含めなければならない。これは FDL プログラムに在籍中の学生にも同様に適用される。

学位授与機関は、提携・FDL プログラムに登録している学生に対する異なったレベルの責任を認識しなければならない。全ての在籍学生、入学予定の学生は自分の学位授与機関との正式な関係について、またどの機関が自分の学習体験のどの部分に責任があるのかを理解しなければならない。苦情や抗議がある場合、また混乱と必要な不満足を避けるために、学位授与機関は自らの責任及び提携先の責任が明確に区別され、広告されるようにしなければならない。同時に、教育上の事項に関わる抗議と学生の苦情に関する QAA の実施基準セクション5を参照のこと。これは FDL プログラムに在籍中の学生にも同様に適用される。

## A27

学位授与機関は、提携プログラムに入学予定、在籍中の学生に対して提携機関あるいは代

理人が与える情報を定期的にモニタリングしなければならない。これは FDL プログラムに在籍中の学生にも同様に適用される。

全ての関係者の最善の努力にもかかわらず、学生に必要とされる情報が不足する場合もある。ユーザ調査を含めて、実際に提供される情報に関して定期的なチェックを行うことによって、正確、完全、最新な情報の継続的な取得が可能となる。

## 広報とマーケティング

### A28

学位授与機関は、提携教育、FDL 協定を通じて提供される教育提供に関わる全ての公開情報、広報、宣伝活動の正確さに対する効果的なコントロールを保持するようにしなければならない。

高等教育における学生募集競争の激しい世界において、特に海外市場や FDL 協定を通じる場合、広報とマーケティングは重要な役割を担う。時として、競争上の優位性を確立するために、潜在的な応募者を引き付けるように設計された情報は熱心になりすぎる可能性がある。持続不可能な独断と苦情は誤解を生みやすい。これは不満足と恨みを生じるため、誰の利益にもならない。同時に英国高等教育に関して間違ったイメージを与えかねず、その国内及び国際的な評判を悪くする結果となる。このために、特に授与機関の代理で第三者が情報を公表する場合、学位授与機関は学位取得につながるプログラムに関する情報に責任を負うことが重要である。学位授与機関は、提携協定あるいは提携協定の下に提供されるプログラムと学位に関して一般社会に誤解が生じないように、この点に関するコントロールが一貫して、また公平に執行されるように確認しなければならない。

## Part B

### 柔軟・分散型学習に固有の特徴

#### 序文

27. 本セクションは、通信教育を受けている学位授与機関の学生（提携機関との提携協定の有無に関わらず）、通学による学内での学習に在籍している学生の両方に関わる FDL 教育の管理を対象としている。学生への FDL プログラムの配信、学生が利用可能な学習支援、学生の達成評価は、別々の団体としての学位授与機関、プログラム提供者、支援提供者によって別々の機能として実行されるかもしれない。実施基準の本セクションは、配信、支援、評価機能の区別を行うことを目的としている。学位授与機関が、プログラム提供者及

び支援提供者としての役割を果たす学部と共同で、単独でこれら全ての機能を実行する場合もある。そのような状況においても、別々の機能という表現を用いることによって、FDLを通じて提供される学習機会の多様な側面に対し、学生や学位授与機関が明確に理解する必要性に注意が向けられている。

## E ラーニング

28. 情報通信技術を用いる学習（E ラーニング）の最近の進展により、場所によっては、このアプローチには全く別の、異なった質評価の様式を必要とするとの考えが生じてきた。電子形態による学習では、技術的な面における特別の問題に対応する特別の方法を必要とするのは事実であるが、教育管理に関して質問・回答しなければならない事項の大部分は、E ラーニングと FDL 方式の両方に共通しており、配信・支援・評価という表題で考えることができる。従って、QAA は E ラーニングに関して別途のガイダンスを作成しないことに決定したが、この本文において発生する事例を明確に特定して、実施基準の本セクションには E ラーニングのみに関わる指針と説明を盛り込んでいる。E ラーニングの質保証の完全に技術的な面については、該当する英国規格協会の出版物が参照されている。

## 配信

29. 下記の B1 と B2 は FDL 協定を通じて学生に配信される学習プログラムの質保証に関する指針である。これらの指針は FDL を通じた学生の学習体験に関して記述している。ここでは、プログラム配信における質の特定の部分の保証は誰が責任を負うのかを特定していない。学位授与機関が質と水準のための最終責任を留保するという状況下で、プログラム配信の質保証におけるプログラム提供者、支援提供者、学位授与機関のそれぞれの責任を規定するのは学位授与機関の責任である。

### B1

学生は下記へのアクセスを提供されなければならない。

- ・学位授与機関、FDL プログラムあるいは学習要素を配信するプログラム提供者のそれぞれの責任を規定した書面
- ・単位あるいは設定された学習成果と教育、学習、評価方法を示すために、FDL プログラムあるいは学習要素の構成単位あるいはモジュールを記述した書面
- ・学習教材の配信、学習の評価のための明確な予定表

学生は、学習プログラムの開始前に、FDL による学習への適切な準備ができるよう、自分の時間管理を計画するための情報を必要とする。全体のコース構成と個別のモジュールや

単位の連続性や関係を明確に記述した予定表がそうであるように、プログラム仕様書、コース便覧、モジュール・単位案内がそのような情報を取得するのに役に立つであろう。学生は、教師から支援を受ける機会のスケジュール、形成的・総括的評価のための締め切りについて知る必要がある。

情報が多様な形式で利用可能であれば、費用や障害あるいは機器の欠如のせいで学生が情報にアクセスできないことを防ぐことができる。(B2 も参照のこと)

## **B2**

プログラム提供者を通じた配信かどうかに関わらず、学位授与機関は下記に関する信頼性を学生に提供しなければならない。

- **FDL** プログラムあるいは学習のために提供された要素については、その配信システムの信頼性がテスト済みであり、設計された配信方式が故障した場合には、危機管理プランが運営されることになっている。
- **E** ラーニング方式を通じて配信される **FDL** プログラムあるいは学習要素の配信システムはその目的に合致しており、適切な有効性と存続寿命がある。
- **E** ラーニング方式や通信などを通じて遠隔的に直接生徒に送られる学習教材の配信は、安全で信頼性があり、その安全な受領を確認する方法が存在する。
- プログラム提供者の教職員、インターネット経由やその他の配信経路を通じて配信される学習教材は、学位取得に結びつくプログラムあるいは学習要素のための教育及び学習支援教材の質に関して、学位授与機関の期待を満たしている。
- **FDL** 協定を通じて配信されるプログラムの教育目的と設定された学習成果は、プログラムの認可・モニタリング・見直しに関する **QAA** の実施基準セクション7の指針あるいはその改訂版を参照して、その継続的な妥当性と適切性が定期的に見直される。

配信システムは、コース内容を伝え、参加者の相互作用と学習者支援を可能にする。それらは学生が学習するよう求められている環境に適合させる必要があるものの、学生が利用可能な一番低い技術水準、学生の特別の教育的ニーズも考慮して決定する必要がある。プログラム提供者は、運営開始前に配信システムのテストを行うことにより、関与するリスクやそれらのリスクをどのように管理するかをより良く理解することができる。**E** ラーニング環境において、配信時点においてシステムがウイルスに感染しないよう、必要に応じてパスワードで保護されたアクセスが可能になるようにするのはプログラム提供者の責任である。

主要な配信システムが故障した場合、そのために学生が予定された締め切りを守ることができない場合（学生はシステムがフェイルセーフ設計であることを期待できるものとする）、

どのように代替の配信方式を運営するかに関して考慮がされなければならない。コースの予定（上記 B1 を参照のこと）を事前に伝えることによって、少なくとも、学生は予定された教材あるいはイベントの未着を特定でき、設定された連絡先にアクセスすることによって、主要な配信システムの故障にも早急に対応できる。

学生は、自分の FDL 学習教材の質は、学位授与機関が自ら提供する学習プログラムに用いる質の保証と同様、厳格に取り扱われることを期待できるものとする。

### 学習者支援

下記 B3 から B6 は、FDL 協定（プログラム全体であろうと単なる学習要素であろうと）において学生が利用できる学習者支援の質保証に関わるものである。これらの指針は、学生が経験する可能性のあることに関する記述である。ここでは、プログラム提供における質の特定の部分の評価は誰が責任を負うのかを規定していない。プログラム提供の質を保証する上でのプログラム提供者、支援提供者、学位授与機関のそれぞれの責任を規定するのは学位授与機関の責任である。

E ラーニングを通じて支援を行うプログラムの場合、学位授与機関は BS8426: E ラーニング制度における E 支援のための実施基準（A code of practice for e-support in e-learning systems）（BSI, 2003）を適切と思われるように利用することができる。

### B3

入学予定の学生は、FDL プログラムあるいは学習要素の学習のために生徒に課せられる期待、学習の自立・提携・支援の内容と程度に関して明確で現実的な説明を受けなければならない。

教師の指導下での学習しか体験していない入学予定の学生は、自立した学習という異なった課題と機会、自立学習者としての責任について自覚する必要がある。彼らは、FDL 学習に必要とされる学習の特徴、自分がそのために注がなければならない一般的な時間量に関する明確なガイダンスを必要とする。

特に E ラーニング環境においては、学生は新しい技術を理解し、熟達するための時間を必要とするかもしれない。彼らは、使用する機器と技術的手段をテストし、新しいスキルを修得できるように、コース開始以前にオンライン学習環境へのアクセス方法を含めた導入支援を必要とするかもしれない。プログラム提供者は、学生の導入と準備が適切であることを確認できるよう、学習開始前に特定の連絡担当者を決定することも考慮すべきである

う。

#### **B4**

学生には以下へのアクセスを提供しなければならない。

- ・個別指導あるいはインターネット経由による相談など、事前に予定を決めて利用可能な学習支援の予定表
- ・その場であるいは遠隔的に利用可能な、FDL プログラムあるいは学習要素のための学習者支援に関する明確で最新の情報
- ・FDL プログラムあるいは学習要素の支援のために、学習者としての学生の責任と学位授与機関と支援提供者（適切であれば）の責務を規定した書面

FDL プログラムにおける学生への教育・技術・カウンセリング支援には、対面による面談及びもしくはオンラインによる支援が含まれるであろう。学生は学習支援を受けるために利用可能な機会に関し、十分な情報を提供される必要がある。情報が支援機会の頻度などを特定し、技術的な質問に対してはどの程度の時間で返事が来るかなどのガイダンスを提供していれば、一般的に学生の役に立つであろう。学生は、電子方式により学習者支援を受けるための特別な技術要件、住民対象の授業や校外見学など、出席が義務または選択である特別の授業形態などに関しても知る必要がある。

学生は、各種情報の請求を行い、学習を促進する個別・グループ活動への参加要請に返答をする上での自分自身の責任を理解しなければならない。学生は、教師や他の学生とコミュニケーションするための基本原則と礼儀作法を知ることがあり、どの行事や活動が義務であり、選択であるかを間違いなく知る必要がある。

#### **B5**

学生は下記を提供されるものとする。

- ・学習の初期段階から、現場であるいは email・電話・ファックス・郵便を利用して、自分の学業達成に関する建設的なフィードバック、学術的進歩に関する信頼性のあるガイダンスを受けられる特定の連絡先
- ・必要に応じて、提携による学習を促進し、またプログラムの質保証への学生の参加を促進するために、プログラムに関して学習者同士が討議を行う定期的な機会
- ・プログラム体験に関して正式なフィードバックを受ける適切な機会

特に、学位授与機関が支援提供者ではない FDL 協定の下で学習している学生にとって、自分の学業成績と進歩に関するフィードバックとガイダンスのための明確な協定は重要である。

適切であれば、グループによる会合やインターネットを用いることで、提携による学習機会は強力な学生支援を提供することができる。そのような学習者同士の討議を学習プログラムへ導入することは、プログラムの特性、その所在地（現場あるいは現場以外）、目的、設定された成果などによって決定される。

学生は自分のプログラム体験について定期的にフィードバックを行う公式の機会を持つべきであり、FDL プログラムもこの例外ではない。このための手段として、現場の学習者支援グループからのフィードバック、オンライン調査、インターネット会議などが含まれる。用いられる方法は、電子方式に伴う匿名性に関わる問題も考慮すべきであることを認識し、目的との適合性がチェックされなければならない。

学位授与機関が支援提供者ではない FDL プログラムにおいては、学生からのフィードバックを誰が処理しているか、フィードバックの結果として取られるアクションに関して生徒に伝えるのは誰の責任かを明確にするのは特に重要である。

## **B6**

学位授与機関は、支援提供者の関与の有無に関わらず、学生に対し以下の点の信頼性を提供しなければならない。

- FDL プログラムに関して学習者に支援を提供する教職員は適切な技能を有し、適切な研修と開発を受けている。
- 学習者のための支援は、支援提供者の教職員によるものであろうと、インターネットもしくはその他の配信経路を用いたものであろうと、学位取得に結びつくプログラムのための学習者支援の質に関わる学位授与機関の基準を満たしている。

FDL 協定に関与する教職員の「適切な技能」には、該当の配信システムを用いる技術的な能力、配信の設計、FDL における学習者支援と評価における教育上の専門分野別基準に関する知識などが含まれる。FDL プログラムの学生は、プログラムを設計する教職員が該当する技術的・教育的専門知識を有していることを期待できるものとし、学位授与機関はそれが間違いないことを確認できなければならない。学位授与機関は、新規に任命された教職員のための研修・開発プログラムにおいて、また既存の教職員のための継続的な専門的能力向上プログラムにおいて、FDL に関わる内容を含める利点を考慮すべきであろう。

学位授与機関に通学している学生は、カウンセリング支援、教育上のカウンセリング、図書館や IT に関する支援、進路指導などのサービスを手近に受けることができる。学位授与機関は、どのようにすれば FDL プログラムの学生がそのようなサービスを利用できるかを

考慮する必要がある。FDL プログラムの学生に対し、学位授与機関、プログラム提供者、支援提供者からどのサービスが利用可能か、どれが利用不可能かを明確にする必要がある。学位授与機関は、例えば、進路教育、情報、指導に関するセクション8（2001年）など、QAAの実施基準中どのセクションが学生に利用可能なサービスに関して言及しているかに留意しなければならない。

## 学生の評価

下記のB7とB8は、FDL協定を通じた学習プログラムにおける学生の学業評価の保証に関するものである。学生はFDLプログラムあるいは学習要素における学業成績の評価に関して何を期待されるかを記述している。

IT基準の評価を用いるプログラムの場合、学位授与機関は、適切と思われる方法で、BS8426: A code of practice for e-support in e-learning systems 及びBS7988: Code of practice for the use of information technology (IT) in the delivery of assessments (BSI, 2002)を利用することができる。

### B7

学生は下記を提供されるものとする。

- ・自分の成績が判断される方法、評価全体に関してプログラムの単位・モジュール・構成要素の相対的比重に関する情報
- ・個別の建設的なフィードバックとガイダンスのための根拠を提供するために、また総括的な評価のために学位授与機関が期待することを明確にするために、時宜に適った自分の学業成績に関する形成的評価

期待された学習成果の達成をテストするために用いられる評価方法に関する情報は、通常プログラム仕様書に含まれるが、プログラムの個別の単位に関して、より詳細な評価の説明を行うことによる支援提供もあり得るだろう。学生の評価に関する本実施基準セクション6の指針7と10（2000年）は評価の採点と等級付けのための基準、進級のための規則、最終学位と分類のための基準を規定している。評価方法、基準、規則に関する情報を早めに提供することによって、学生が自分の学習計画においてFDLプログラムに従っていく手助けとなる。

通学制の学生は、学業成績に関して教職員から対面により助言を受ける機会を提供される。FDL協定を通じて遠隔学習をしている学生は、形成的評価や、より一般的な評価結果に関して適切なフィードバックを受ける機会が提供されるよう、適切なプランニングを必要とする。

## B8

学位授与機関は、プログラム提供者あるいは支援提供者の関与の有無に関わらず、学生に対し下記の事項に関する信頼性を提供しなければならない。

- ・特に通信障害などによる影響を受けやすい遠隔方式によって評価が行われる場合、評価された提出物が確かに本人に起因するものである。
- ・特に評価が遠隔方式によって行われる場合、評価の担当者は、学生の評価された提出物は当該学生だけに属するものであることを確認できる。
- ・インターネット基準の方法あるいは通信など、学生の提出物を直接評価者へ送付するための手段は安全で信頼性がある。またそれらの安全な受領を証明あるいは確認する手段がある。

教材が電子的に送付される場合、教職員は、採用するフォーマット及びセキュリティ対策に関する明確な指示を学生が理解するようしなければならない。評価した提出物の受領と記録に関連する管理・ICT システムは、干渉と妨害に耐えうるほど堅固でなければならない。

学位授与機関は、遠隔評価における潜在的な違法行為（盗用を含む）を防ぐ最善の努力をどのように行うかを考慮する必要がある。FDL 環境によっては、特にオンラインであるいは遠隔的に評価が行われる場合には、学生の学習の審査に関わる特別の問題が生じる可能性がある。そのような場合、学位授与機関は、BS7988 において与えられている詳細な技術に関わる指針を参照することができる。出発点として、学生には少なくとも、不公平な手段の使用に関する学位授与機関の立場、その結果として起こる処罰を説明した書面を提供し、書面に記載の条件を学生が受諾するよう求めるべきである。

学生の評価を受ける提出物の受領を記録するために用いられる方法は、「目的との適合性」という観点から考慮する必要がある。少なくとも、自分の提出物が無事に締め切りまでに受領されたことを学生が確認できるシステムがなければならない。このシステムがプログラム提供者よりも低いレベルへ、例えば現場の教師に対して委譲される場合、学位授与機関は、当該システムが堅固であることを確認しなければならない。その場合も、郵送あるいは電子的手段で評価を受ける提出物を送付する学生にはコピーを残すよう助言するのが賢明であろう。